

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1

株式会社 **阿波銀行**

取締役頭取 岡田好史

第203期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第203期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 徳島市西船場町二丁目24番地の1

当行本店 3階大会議室

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 1. 第203期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2. 第203期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/profile/>) に掲載させていただきます。

第203期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀ビジネスサービス株式会社において銀行事務代行業務等を、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を行うほか、平成26年7月に設立した阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を行い、グループ会社5社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

金融経済環境

平成26年度のわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により住宅投資の減少や個人消費の落ち込みがみられました。しかしながら、公共投資が高水準で推移したほか、企業収益の改善が続き、雇用・所得環境も着実に改善するもとで、所得から投資・支出への好循環が継続するなど、基調的には景気の緩やかな回復が続きました。

この間、金融・為替市場では、実体経済の回復に加え日本銀行による追加金融緩和政策の実施によって、長期金利の低下とともに円安・株高が一段と進展いたしました。

県内経済につきましては、住宅投資等において駆け込み需要の反動が続き、公共投資もやや弱めの動きとなっているものの、企業の生産活動が高水準で推移する中、雇用・所得環境の改善が進んでおり、総じて見れば緩やかな回復基調が続いています。

事業の経過及び成果

当期は、平成28年6月に迎える創業120周年に向けた中期経営計画「Awagin Innovate 120th (略称：A | 120th)」の2年目にあたり、当行の伝統的な営業方針である「永代取引」の追求、経営品質の向上、GRC (ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス) 態勢の強化という3つの基本戦略のもと、さまざまな施策に取組みました。

《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、お客様の多様化するニーズに積極的にお応えするため、総合金融サービス業として商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客さまには、資産運用に関するニーズにお応えするため、預かり資産等の商品ラインアップの拡充を図ったほか、各種キャンペーンの実施やセミナーの開催などを展開いたしました。また、全営業店にタブレット端末を導入することによって、シミュレーション機能等を活用した質の高い情報を提供し、お客さまのライフステージに応じた最適なポートフォリオ提案を実施するなど、サービスのさらなる充実に努めました。

一方、法人のお客さまには、地域密着型金融の一層の推進に努める中、環境・エネルギーや医療・介護といった成長分野をはじめ、多様な資金ニーズに積極的に応えいたしました。特に、政府が掲げる地方創生では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、目利き力の発揮とさまざまなライフステージにある企業の課題解決に向けた支援などが求められており、当行ではグループ一体となった取組みを進めております。昨年7月には「阿波銀コンサルティング株式会社」を設立し、創業支援・成長支援・経営改善支援及び再生支援などのコンサルティング業務を開始したほか、当行におきましても「あわぎん企業育成ファンド（グローイングアップ）」等の商品改定などによって、創業や新事業・事業転換支援に加えて再生支援への取組みを一段と強化いたしました。

このほか、サービス向上策では、インターネットバンキングにつきまして、ウィルス対策ソフトの無償配布を行うなどセキュリティの強化を図るとともに、無通帳の普通預金口座「あわぎんai-mo通帳」や投信積立サービスの取扱いなどを開始いたしました。

＜組織＞

組織面につきましては、組織間の連携強化と業務の効率化に加え、お客さま視点の業務改革を推進していくため、本部組織を従来の8部3室から7部1室に再編いたしました。

まず、お客さま価値の創造に向けた組織横断的なプロジェクトを推進するため、「バリュープロジェクト室」を新設するとともに、経営戦略やガバナンスの機能を高めるため、総合企画部、人事部及び経営品質推進室を統合し「経営統括部」を新設いたしました。次に、お客さま支援部門を営業企画・推進部門と融合し、さらに高度なコンサルティング力を発揮するため、本店第二営業部を「営業推進部」に統合いたしました。また、事務部及び総務部を統合し「業務管理部」を新設したほか、リスク管理態勢の強化のため、リスク統括室を「リスク統括部」に改組いたしました。

＜地域貢献活動＞

地域貢献活動につきましては、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動のほか、金融教室や各種スポーツ大会を通じた青少年の育成支援活動などに継続的に取組みました。

また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においても、お客さまの安全を守り、預金の払出しや資金決済等の重要な金融機能を維持するため、実効性のある災害対策訓練の実施とともに、内部管理態勢の強化を図りました。特に、リスクの分散という観点から、他の地域にある地方銀行との支援協定を拡大したほか、組織の改定に合わせ、本部機能の2拠点化を実施し、一方の拠点が被災した場合でも他方の拠点で本部業務を立ち上げることができるよう態勢を整備いたしました。

これらに加え、地方創生のテーマの一つでもある観光振興への取組みとして、四国の観光資源を台湾の旅行者に紹介する「台湾インバウンド商談会」を四国島内の地方銀行などと共同開催したほか、「徳島県における高齢者等の見守り活動に関する協定」を徳島県と締結するなど、幅広い活動を展開いたしました。

＜営業の成果等＞

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

（預金及び預かり資産）

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

この結果、譲渡性預金を含めた預金は、公金預金が減少したものの、個人預金・法人預金は順調に増加したことから、前年度比371億円増加し、当期末残高は2兆6,472億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、投資信託が増加したものの、個人向け国債の償還により公債が減少したことから、前年度比116億円減少し、当期末残高は1,674億円となりました。

（貸出金）

貸出金につきましては、地方公共団体等向け貸出金や個人ローンが減少したものの、地域密着型金融を推進する中、成長分野をはじめとした積極的な資金供給に努め、主力の中小企業向け融資に取組んだ結果、全体では前年度比108億円増加し、当期末残高は1兆6,574億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、85.09%と前年度比0.17ポイント低下しましたが、引続き高い水準を維持しております。

（有価証券投資）

有価証券につきましては、安全性・流動性を重視しつつ運用の多様化と拡大に取組んだ結果、当期末の有価証券残高は前年度比879億円増加し、1兆903億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、株式市場の上昇などにより前年度比306億円増加し、1,039億円の評価益となりました。

（国際業務）

外国為替の取扱高につきましては、お取引先企業の国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、期中27億62百万米ドルとなりました。

《損益》

損益につきましては、経常収益は、金融緩和政策の一段の強化などを受け貸出金利回りが低下したものの、有価証券運用収益が増収となったことなどから、前年度比17億47百万円増収の549億77百万円となりました。

一方、経常費用は、与信費用が減少したことなどから、前年度比14億52百万円減少の345億58百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比32億円増益の204億19百万円、当期純利益は、前年度比15億60百万円増益の120億1百万円となり、いずれも過去最高益を更新いたしました。

《自己資本比率》

自己資本比率につきましては、当行の健全性の高い保有資産や内部留保の充実が反映され、当期末現在の単体自己資本比率は、12.21%となりました。

《資本政策》

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき4円50銭とさせていただきます。

《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ会社5社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は679億56百万円、連結当期純利益は122億15百万円となりました。

また、グループ各社の自己資本の充実等を受け、連結自己資本比率は、12.84%となりました。

当行の対処すべき課題

アベノミクスが3年目に入り、わが国経済の持続的成長のためには、成長戦略である「新・日本再興戦略」の迅速かつ着実な実行が不可欠です。そして、再興戦略の最重点課題である地方創生において、我々地域金融機関に求められる役割はより重要性を増しております。

一方、地域金融機関を取巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化、また都市集中化による格差拡大という社会構造変化が進み、市場規模の縮小が懸念される中で、地域を越えた銀行間の競争、さらに上場を控えたゆうちょ銀行、IT企業も含めた他業態との競合も激化しております。また、金融緩和政策の長期化によって利鞘の縮小が続くなど、収益環境も一段と厳しい環境を増しております。

このような厳しい環境下、地域金融機関はビジネスモデルの持続性が問われており、統合・再編による規模の拡大や経営効率化の動きも広がっておりますが、当行は、高い効率性と中小企業取引を柱とした独自のビジネスモデルをさらに進化させることで、将来に亘る持続的な成長をめざしてまいります。今後も、「良き伝統を守り、未来に挑戦する。守るべきは守り、進むべきは進む。」という行是「堅実経営」のもと、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという伝統的営業方針「永代取

引」を徹底的に追求するとともに、新たなビジネスチャンスにも果敢に挑戦してまいります。
また、地域のリーディングバンクとして、地方創生にも積極的に取組み、銀行の本源的役割である金融仲介機能の一層の強化を通じて、お取引先企業の成長・活力再生とともに地域経済の活性化に貢献してまいります。

当行は、これらの具現化のため中期経営計画「A I 120th」を遂行しており、来年の創業120周年に向けた総仕上げの1年として「地方銀行の中で規模効率トップ10の銀行」をめざしてまいります。

本計画では、

◇ 感動満足を創造し、ずっとつながる銀行へ

をテーマとして、3つの基本戦略を掲げております。

まず、「永代取引の追求」では、当行のネットワークを最大限活用し、コンサルティング力を発揮する中、お客さまのあらゆるニーズに応じた付加価値の高い商品・サービスの提供を行うことで、世代を超えた息の永いお取引の実現につなげてまいります。

次に、「経営品質の向上」では、「お客さま第一」の実践に向けた人材開発の強化に取り組むほか、規模効率追求のため、お客さま視点の業務改革を一段と推進してまいります。

さらに、「G R C態勢の強化」では、リスク予知及び未然防止態勢を整備するとともに、あらゆる環境変化に対応できる強固な経営基盤を構築してまいります。

そして、これら3つの基本戦略の実践によって、経営の健全性・収益性・成長性のバランスの取れた向上をめざしてまいります。

私ども阿波銀行は、お客さま、株主さま、地域社会の皆さまとともに持続的な成長を遂げることができるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	23,783	24,100	25,001	25,550
定期性預金	12,207	11,964	11,693	11,335
その他	11,576	12,135	13,307	14,214
社 債	170	220	220	220
貸 出 金	15,723	15,689	16,465	16,574
個人向け	3,293	3,285	3,315	3,306
中小企業向け	10,884	10,651	10,724	10,796
その他	1,546	1,753	2,425	2,470
商 品 有 価 証 券	7	7	8	8
有 価 証 券	8,602	9,900	10,023	10,903
国 債	3,118	3,697	3,837	4,069
その他	5,484	6,202	6,185	6,833
総 資 産	27,862	28,449	29,210	30,578
内 国 為 替 取 扱 高	226,625	234,202	247,979	252,615
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,256	百万ドル 2,639	百万ドル 2,875	百万ドル 2,762
経 常 利 益	百万円 8,972	百万円 14,728	百万円 17,218	百万円 20,419
当 期 純 利 益	百万円 3,655	百万円 9,000	百万円 10,441	百万円 12,001
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 15 91	円 銭 39 08	円 銭 45 60	円 銭 52 32
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	68,962 ^{百万円}	65,122 ^{百万円}	65,992 ^{百万円}	67,956 ^{百万円}
連結経常利益	10,307 ^{百万円}	16,088 ^{百万円}	18,103 ^{百万円}	21,143 ^{百万円}
連結当期純利益	3,734 ^{百万円}	9,157 ^{百万円}	10,527 ^{百万円}	12,215 ^{百万円}
連結包括利益	13,010 ^{百万円}	30,532 ^{百万円}	10,438 ^{百万円}	37,068 ^{百万円}
連結純資産額	1,847	2,131	2,219	2,572
連結総資産	28,102	28,693	29,474	30,874

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,332人	1,366人
平均年齢	41年11月	42年1月
平均勤続年数	19年4月	19年8月
平均給与月額	406千円	402千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
			店 うち出張所	店 うち出張所
徳 島 県			80 (3)	80 (3)
香 川 県			2 (—)	2 (—)
高 知 県			1 (—)	1 (—)
愛 媛 県			1 (—)	1 (—)
大 阪 府			6 (—)	6 (—)
兵 庫 県			3 (—)	3 (—)
岡 山 県			1 (—)	1 (—)
東 京 都			4 (—)	4 (—)
神 奈 川 県			1 (1)	1 (1)
合 計			99 (4)	99 (4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を114か所（前年度末119か所）設置しております。また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国		うち徳島県内	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	10,786 台数	10,155 台数	125 台数	112 台数
株式会社イーネット	13,204	13,000	71	67
株式会社イオン銀行	5,594	4,932	47	47
株式会社セブン銀行	21,056	19,514	90	78

□ 当年度新設営業所

当年度において、店舗の新設はありません。

(注) 1. 当年度において神戸支店を店舗建て替えのため平成26年8月に仮店舗へ移転いたしました。

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備の新設・廃止をいたしました。

(新設1か所)

市場支店 阿波市役所出張所 (平成27年1月、阿波市)

(廃止6か所)

脇町支店 脇町パルシー出張所 (平成26年10月、美馬市)

市場支店 市場支所出張所 (平成26年11月、阿波市)

土成支店 土成支所出張所 (平成26年12月、阿波市)

阿波町支店 阿波市役所出張所 (平成26年12月、阿波市)

阿南支店 阿南市役所出張所 (平成27年3月、阿南市)

北島支店 北島町役場出張所 (平成27年3月、徳島県板野郡)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	665
---------	-----

□ 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等 の議決権比率 %	その他
阿波銀ビジネスサービス株式会社	徳島市西船場町二丁目24番地の1	銀行事務代行業務	昭和55年3月15日	80	100.00	—
阿波銀コンサルティング株式会社	徳島市元町一丁目7	経営コンサルティング業務	平成26年7月31日	100	100.00	—
阿波銀保証株式会社	徳島市東新町一丁目29番地	信用保証業務	昭和50年6月2日	110	77.72	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	クレジットカード業務	平成2年2月6日	150	94.00	—
阿波銀リース株式会社	徳島市東新町一丁目29番地	リース業務	昭和49年1月23日	180	63.63	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は間接保有等を含んでおります。
 3. 連結対象子会社は上記の子会社等5社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は679億56百万円、連結当期純利益は122億15百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成16年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行、株式会社イオン銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(平成26年度末現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職	その他
西宮映二	取締役会長 (代表取締役)	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事 監査部担当	
岡田好史	取締役頭取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大西康生	専務取締役 (代表取締役)	経営統括部担当	
長岡奨	常務取締役	業務管理部、リスク統括部担当	
平岡悟	常務取締役	営業推進部担当	
福永丈久	常務取締役	審査部、証券国際部担当	
待田勝	取締役	専務執行役員 本店営業部長	
鎌田稔弘	取締役	審査部長	
海出隆夫	常任監査役 (常勤)		
小松康宏	監査役 (常勤)		
西野武明	監査役 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役社長 金陵株式会社 代表取締役	(注)7
田村耕一	監査役 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事	
園木宏	監査役 (社外監査役)	公認会計士	(注)2 (注)6

- (注) 1. 当行は、高い識見に基づく外部の視点を付加することにより企業統治体制の一層の強化を図るため、平成23年6月より会社法第2条第15号に定める社外取締役を選任しております。しかしながら社外取締役三輪明良氏が、平成26年12月14日に逝去し、同日をもって取締役を退任したため、当事業年度末時点では社外取締役が不在となっております。
2. 監査役のうち西野武明、田村耕一及び園木宏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また監査役園木宏氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届出するため当行が指定した独立役員であります。
3. 取締役待田勝及び鎌田稔弘の両氏は、平成26年6月27日付であらたに取締役に就任いたしました。
4. 監査役海出隆夫氏は、平成26年6月27日付であらたに監査役に就任いたしました。

5. 平成26年6月27日開催の第202期定時株主総会終結の時をもって、監査役内田善久氏は辞任いたしました。
6. 監査役園木宏氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役西野武明氏は、事業年度末日後の平成27年5月29日付で西野金陵株式会社代表取締役会長に就任しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

三好 敏之	常務執行役員 (東京支店長)
阿部 丘	執行役員 (鳴門支店長兼大津支店長)
矢部 誠一	執行役員 (監査部長)
大和 史郎	執行役員 (経営統括部長兼バリュープロジェクト室長)
石本 宏	執行役員 (大阪支店長)

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	333 (143)
監 査 役	6名	57 (17)
計	17名	391 (160)

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額 (年額、賞与を含む) は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 取締役 | 300百万円 |
| 監査役 | 100百万円 |
2. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等51百万円 (うち賞与13百万円) は含まれておりません。
 3. 支給人数及び報酬等には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (2名) 及び監査役 (1名) の報酬等を含んでおります。
 4. () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-----|----------|-------------|
| 取締役 | 賞与 73百万円 | 退職慰労金 70百万円 |
| 監査役 | 賞与 10百万円 | 退職慰労金 6百万円 |
5. 平成26年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 2名 | 63百万円 |
| 退任監査役 | 1名 | 10百万円 |
6. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----|---------------------------------|
| 報酬等 | 126百万円 (うち賞与 27百万円、退職慰労金 20百万円) |
|-----|---------------------------------|

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西野武明 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役社長 金陵株式会社 代表取締役 両社と当行の間には貸出金取引等の通常の銀行取引があります。 (注) 事業年度末日後の平成27年5月29日付で西野金陵株式会社代表取締役会長に就任しております。
田村耕一 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
西野武明 (社外監査役)	19年 10ヵ月	取締役会 13回開催中11回出席 監査役会 14回開催中13回出席	会社経営の豊富な経験に基づき、企業経営者の立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田村耕一 (社外監査役)	11年 10ヵ月	取締役会 13回開催中13回出席 監査役会 14回開催中14回出席	地域経済・金融の専門的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
園木宏 (社外監査役)	3年 10ヵ月	取締役会 13回開催中12回出席 監査役会 14回開催中14回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役三輪明良氏は、退任するまでに開催された取締役会8回のうち3回に出席し、公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と一般株主保護の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。なお、退任までの在任期間は3年7ヵ月であります。

(3) 責任限定契約

当行では、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき社外取締役及び社外監査役と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
西野武明	・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
田村耕一	
園木宏	

(注) 社外取締役三輪明良氏につきましても退任までの間、責任限定契約を締結しておりました。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	35(18)	—

(注) () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。

社外取締役	賞与 1百万円	退職慰労金 12百万円
社外監査役	賞与 2百万円	退職慰労金 2百万円

(5) 社外役員の意見

上記(1)～(4)の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	500,000千株
	発行済株式の総数	231,100千株
(2) 当年度末株主数		10,178名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社大塚製薬工場	7,926 ^{千株}	3.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,492	3.25
阿波銀行従業員持株会	7,379	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,400	2.78
日本生命保険相互会社	5,702	2.48
明治安田生命保険相互会社	5,700	2.47
大塚製薬株式会社	4,661	2.02
大昭興業株式会社	4,169	1.81
日亜化学工業株式会社	4,015	1.74
住友生命保険相互会社	3,725	1.62

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(1,220,723株)を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 黒川 智哉	51	左記以外に、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）に対する報酬4百万円があります。その内容は、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）対応支援業務であります。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は59百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

記載すべき事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会が、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

(注) 上記は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づき、平成27年4月22日開催の監査役会において決議した改定後の方針を記載しております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (7) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (8) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一的かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。

- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役・監査役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査役室付職員の任命・異動については、監査役会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査役が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査役に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査役が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
 - (2) 監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連絡できる体制を構築する。
 - (3) 監査役会は、監査に必要なときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。
- (注) 上記は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づき、平成27年4月22日開催の取締役会において決議した改定後の概要を記載しております。なお、監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改定前の方針であります。

9. その他

記載すべき事項はありません。

第203期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	200,069	預当座	2,555,015
現金	23,786	普通貯通定	106,044
預け	176,282	座通蓄知期	1,200,178
一ル口一	64,588	預預預預	40,270
買入金銭債	1,861	積積積積	7,560
商品有価証	846	の他預預	1,124,807
商物品国	804	の性預	8,729
商物品地	41	マ預	67,425
有価証	1,090,318	受入担保	92,235
国債	406,978	引受	42,052
地方債	174,666	借入	33,807
債	166,530	外借	20,403
債	122,726	売渡	20,403
証	219,416	社外	16
金	1,657,472	未決	16
形	17,250	未払	22,000
付	127,347	払受	14,634
付	1,436,980	融派	0
越	75,893	一補	1,258
替	3,446	産除	960
預	3,108	の他	1,392
為	103	払受	2
為	234	付融	8,019
資	5,844	一融	137
産	2,469	産の	92
益	2,469	賞給	2,771
勘	1	職退	65
定	578	員職	5,471
品	2,794	預金	409
産	31,033	延税	596
物	8,145	に係	763
地	21,360	債	19,110
産	130	(純資産の部)	3,126
定	64	資本	7,144
資	1,332	本利	2,816,851
産	3,100	の他	23,452
ア	2,987	利益	16,293
定	113	の他	16,232
資	7,226	の他	60
用	7,144	の他	127,234
返	7,144	の他	14,064
金	△ 15,126	の他	113,170
部		の他	544
合		の他	3,066
計		の他	92,520
		の他	17,039
		の他	△ 788
		の他	166,192
		の他	71,100
		の他	△ 1,656
		の他	5,338
		の他	74,781
		の他	240,974
		の他	3,057,825

第203期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
	益		54,977
経資	金	43,964	
貸有	出証	28,279	
預そ	の	15,313	
信	務	199	
役	の	150	
受そ	入	20	
そ	の	0	
外	引	6,944	
国	替	1,653	
債	の	5,291	
の	業	1,652	
償	為	85	
株	他	1,566	
そ	他	0	
の	債	2,416	
式	等	1,151	
の	の	816	
常	費	449	
金	達	2,048	
預	預	800	
讓	マ	157	
コ	取	78	
債	金	95	
借	ツ	18	
社	プ	173	
金	支	597	
所	等	126	
支	替	1,449	
そ	の	393	
商	業	1,055	
国	価	423	
金	生	1	
營	業	382	
そ	他	39	
の	引	27,595	
倒	当	3,041	
の	金	2,401	
式	等	24	
の	の	61	
常	経	0	
利	常	553	
	益	34,558	
		2,048	
		800	
		157	
		78	
		95	
		18	
		173	
		597	
		126	
		1,449	
		393	
		1,055	
		423	
		1	
		382	
		39	
		27,595	
		3,041	
		2,401	
		24	
		61	
		0	
		553	
		20,419	

(単位：百万円)

科 目							金 額
特	固	定	別	資	利	処	益
特	固	定	別	資	損	処	分
	減			損	産	損	失
税	引	前	当	期	純	利	益
法	人	、	住	税	及	事	税
法	人	税	民	等	調	業	額
法	人	人	税	等	等	整	計
当	期		純		利	合	益
							0
							433
							98
							334
							19,985
							4,727
							3,256
							7,984
							12,001

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

第203期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	23,452	16,232	6	16,239
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を 反映した当期首残高	23,452	16,232	6	16,239
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の積立				
株式消却積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			54	54
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	54	54
当期末残高	23,452	16,232	60	16,293

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	株式消却 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,064	517	2,066	84,520	15,657	116,825	△ 1,075	155,441
会計方針の変更による 累積的影響額					366	366		366
会計方針の変更を 反映した当期首残高	14,064	517	2,066	84,520	16,023	117,192	△ 1,075	155,808
当期変動額								
剰余金の配当					△ 2,062	△ 2,062		△ 2,062
固定資産圧縮積立金の積立		26			△ 26	—		—
株式消却積立金の積立			1,000		△ 1,000	—		—
別途積立金の積立				8,000	△ 8,000	—		—
当期純利益					12,001	12,001		12,001
自己株式の取得							△ 14	△ 14
自己株式の処分							301	355
土地再評価差額金の取崩					104	104		104
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	26	1,000	8,000	1,015	10,042	287	10,383
当期末残高	14,064	544	3,066	92,520	17,039	127,234	△ 788	166,192

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	47,642	△ 646	5,118	52,115	207,557
会計方針の変更による 累積的影響額					366
会計方針の変更を 反映した当期首残高	47,642	△ 646	5,118	52,115	207,923
当期変動額					
剰余金の配当					△ 2,062
固定資産圧縮積立金の積立					—
株式消却積立金の積立					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					12,001
自己株式の取得					△ 14
自己株式の処分					355
土地再評価差額金の取崩					104
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	23,457	△ 1,010	219	22,666	22,666
当期変動額合計	23,457	△ 1,010	219	22,666	33,050
当期末残高	71,100	△ 1,656	5,338	74,781	240,974

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、株式は決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、株式以外は決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
そ の 他	4年～8年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,528百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が567百万円、繰延税金負債が200百万円、利益剰余金が366百万円それぞれ増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ40百万円増加しております。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日。以下「実務対応報告第30号」という。）を当事業年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引における会計処理について）

当行は、従業員への中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、平成22年4月23日開催の取締役会において、当行従業員に対し中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）の導入を決議いたしました。

本プランは、「阿波銀行従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「阿波銀行従業員持株会専用信託」（以

下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、持株会が平成28年4月までに取得すると見込まれる規模の当行株式を予め一括して取得します。

その後は、従持信託から持株会に対して定時に当行株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

当該株式の取得・処分については、当行が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、従持信託が所有する当行株式や従持信託の資産及び負債並びに費用及び収益についても貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(2) 当行は実務対応報告第30号を当事業年度から適用しておりますが、当実務対応報告適用初年度の期首より前に信託契約を締結しており、会計処理につきましては従来採用していた方法を継続しております。

(3) 従持信託が保有する当行の株式に関する事項

① 従持信託における帳簿価額は127百万円であります。従持信託が保有する当行の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は247千株であり、期中平均株式数は517千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に111,873百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,210百万円、延滞債権額は38,599百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は158百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,538百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,507百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,353百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	68,730百万円
担保資産に対応する債務	
預金	11,788百万円 (日本銀行代理店契約によるもの)
債券貸借取引受入担保金	33,807百万円
借入金	20,000百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券42,440百万円及びその他の資産24百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金301百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は365,805百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが363,124百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

9,738百万円	
10. 有形固定資産の減価償却累計額	33,810百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	826百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,670百万円であります。	
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	
14. 関係会社に対する金銭債権総額	8,795百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額	7,919百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	68百万円
役務取引等に係る収益総額	89百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	72百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	一百万円
その他の取引に係る費用総額	356百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額334百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失	
稼動資産	徳島県内	営業店舗等	13か所	土地及び建物	298百万円
				(うち土地	250百万円)
				(うち建物	48百万円)
遊休資産	徳島県外	営業店舗	1か所	建物	35百万円
	徳島県内	遊休資産	2か所	土地	0百万円
合 計				334百万円	
				(うち土地	250百万円)
				(うち建物	84百万円)

グルーピングの方法

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で行っております。

回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引
役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	西野武明	—	—	当行監査役	直接 0.0	銀行取引	西野金陵(株)への資金貸付(注)1	207	貸出金	3,743
				西野金陵(株)代表取締役社長			西野金陵(株)からの受入利息(注)1	54	前受収益	2
		—	—	当行監査役	直接 0.0	銀行取引	西野金陵(株)への債務保証(注)1	△1	支払承諾見返	15
				金陵(株)代表取締役			西野金陵(株)からの受入保証料(注)1	0	前受収益	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	香川酒類販売(株) (注)2	高松市	30	卸売業	—	銀行取引	資金貸付(注)3	—	貸出金	770
							受入利息(注)3	11	前受収益	0
	(株)ハスイ酒店 (注)2	高松市	10	小売業	—	銀行取引	資金貸付(注)3	—	貸出金	50
							受入利息(注)3	0	前受収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 西野武明が第三者（西野金陵株式会社及び金陵株式会社）の代表者として行った取引であり、取引条件等は一般取引先と同様であります。また、西野金陵株式会社及び金陵株式会社は西野武明及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
2. 西野金陵株式会社が議決権の100%を所有しております。
3. 取引条件等は一般取引先と同様であります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,030	22	585	1,467	(注)
合計	2,030	22	585	1,467	

(注) 普通株式数の増加22千株は、単元未満株式の取得22千株によるものであります。

普通株式数の減少585千株は、単元未満株式の売却0千株及び阿波銀行従業員持株会専用信託から阿波銀行従業員持株会への譲渡585千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	3

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）
該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式及び出資金	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式及び出資金	2,480
関連法人等株式	—
合計	2,480

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	112,168	42,934	69,233
	債 券	712,540	691,317	21,222
	国 債	394,089	382,068	12,020
	地 方 債	163,558	158,690	4,868
	短期社債	—	—	—
	社 債	154,893	150,558	4,334
	その他	203,046	189,195	13,850
	小 計	1,027,755	923,447	104,307
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	2,161	2,288	△126
	債 券	35,635	35,760	△124
	国 債	12,889	12,904	△14
	地 方 債	11,108	11,127	△19
	短期社債	—	—	—
	社 債	11,637	11,727	△90
	その他	17,476	17,578	△102
	小 計	55,273	55,626	△353
合 計	1,083,028	979,074	103,953	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	5,941
そ の 他	7
合 計	5,948

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,530	809	61
債券	87,826	1,542	283
国債	79,044	1,531	279
地方債	5,279	10	2
短期社債	—	—	—
社債	3,502	1	1
その他	16,755	30	99
合計	107,112	2,382	444

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

なお、上記のほか、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の減損処理額は0百万円（うち、株式0百万円、その他—百万円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,327百万円
減価償却	565百万円
退職給付引当金	545百万円
繰延ヘッジ損益	782百万円
その他	2,195百万円
繰延税金資産小計	15,415百万円
評価性引当額	△ 1,399百万円
繰延税金資産合計	14,016百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 256百万円
その他有価証券評価差額金	△ 32,853百万円
その他	△ 16百万円
繰延税金負債合計	△ 33,127百万円
繰延税金負債の純額	△ 19,110百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2,103百万円、繰延ヘッジ損益は80百万円それぞれ減少しております。一方、その他有価証券評価差額金は3,402百万円、法人税等調整額は1,218百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は323百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,049円39銭
1 株当たりの当期純利益金額	52円32銭

(ご参考)

第203期末信託財産残高表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	93	金 銭 信 託	96
現 金 預 け 金	2		
合 計	96	合 計	96

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	200,269	預 譲 渡 性 預 金	2,550,599
コールローン及び買入手形	64,588	コールマネー及び売渡手形	88,885
買入金銭債権	1,861	債券貸借取引受入担保金	42,052
商品有価証券	846	借 用 金	33,807
有 価 証 券	1,093,734	外 国 為 替	33,565
貸 出 金	1,657,885	社 債	16
外 国 為 替	3,446	そ の 他 負 債	22,000
リース債権及びリース投資資産	24,488	賞 与 引 当 金	20,914
そ の 他 資 産	6,640	役 員 賞 与 引 当 金	27
有 形 固 定 資 産	31,373	退 職 給 付 に 係 る 負 債	65
建 物	8,170	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,521
土 地	21,405	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	415
建 設 仮 勘 定	64	偶 発 損 失 引 当 金	596
その他の有形固定資産	1,733	繰 延 税 金 負 債	763
無 形 固 定 資 産	3,329	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	20,668
ソ フ ト ウ ェ ア	3,210	支 払 承 諾	3,126
その他の無形固定資産	118	負 債 の 部 合 計	7,144
退 職 給 付 に 係 る 資 産	10,081	(純資産の部)	2,830,170
繰 延 税 金 資 産	177	資 本 金	23,452
支 払 承 諾 見 返	7,144	資 本 剰 余 金	16,293
貸 倒 引 当 金	△ 18,404	利 益 剰 余 金	130,277
資 産 の 部 合 計	3,087,462	自 己 株 式	△ 788
		株 主 資 本 合 計	169,235
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	71,622
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,656
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,338
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,755
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	77,059
		少 数 株 主 持 分	10,997
		純 資 産 の 部 合 計	257,292
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,087,462

連結損益計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	67,956
資 金	運 用 収 益	44,253
貸 出	利 息 利 当 息	28,284
有 価 出 証 券	利 息 及 配 当 息	15,598
コ ー ル 口 入 金	利 息 及 買 入 手 形 利 息	199
預 け 金	利 息	150
そ の 他 の 受 入	利 息	20
信 託 引 受 報 等	利 息 利 益	0
役 務 の 取 引 業 務	収 入 収 益	7,969
そ の 他 の 業 務	収 入 収 益	13,373
償 却 の 他 の 債 権	取 得 立 上 げ 益	2,359
そ の 他 の 債 権	取 得 立 上 げ 益	1,154
経 常 費 用	取 得 立 上 げ 益	1,205
経常	費 用	46,812
資 金	調 達 費 用	2,127
預 讓 渡 金 性 預 金	利 息 利 息	800
コ ー ル マ ネ ー 借 取 引 支 払 手 形 利 息	利 息 利 息	156
債 券 貸 借 取 引 支 払 手 形 利 息	利 息 利 息	78
借 入 金	利 息 利 息	95
社 債 の 他 の 債 権	利 息 利 息	98
そ の 他 の 債 権	利 息 利 息	173
役 務 の 取 引 業 務	支 払 費 用 費 用	724
そ の 他 の 業 務	支 払 費 用 費 用	1,488
貸 倒 引 当 金 経 常 費 用	支 払 費 用 費 用	10,661
そ の 他 の 引 当 金 経 常 費 用	支 払 費 用 費 用	28,921
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	支 払 費 用 費 用	3,614
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	支 払 費 用 費 用	2,933
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	支 払 費 用 費 用	681
経常	利 益 分 生 失 分 損 失	21,143
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	利 益 分 生 失 分 損 失	401
固 定 資 産 減 損	利 益 分 生 失 分 損 失	0
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	利 益 分 生 失 分 損 失	401
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	利 益 分 生 失 分 損 失	472
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	利 益 分 生 失 分 損 失	116
特 別 利 益 分 生 失 分 損 失	利 益 分 生 失 分 損 失	356
経常	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	21,072
税 法 法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	0
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	5,221
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	3,549
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	8,770
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	12,301
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	86
経常	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	12,215
法 人 税 等	純 利 益 税 引 前 当 期 純 利 益	12,215

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	23,452	16,239	119,624	△ 1,075	158,240
会計方針の変更による 累積的影響額			396		396
会計方針の変更を 反映した当期首残高	23,452	16,239	120,021	△ 1,075	158,637
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,062		△ 2,062
当期純利益			12,215		12,215
自己株式の取得				△ 14	△ 14
自己株式の処分		54		301	355
土地再評価差額金の取崩			104		104
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	54	10,256	287	10,597
当期末残高	23,452	16,293	130,277	△ 788	169,235

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	47,944	△ 646	5,118	322	52,739	11,019	221,999	
会計方針の変更による 累積的影響額						12	409	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	47,944	△ 646	5,118	322	52,739	11,032	222,409	
当期変動額								
剰余金の配当							△ 2,062	
当期純利益							12,215	
自己株式の取得							△ 14	
自己株式の処分							355	
土地再評価差額金の取崩							104	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	23,677	△ 1,010	219	1,433	24,320	△ 35	24,284	
当期変動額合計	23,677	△ 1,010	219	1,433	24,320	△ 35	34,882	
当期末残高	71,622	△ 1,656	5,338	1,755	77,059	10,997	257,292	

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

阿波銀ビジネスサービス株式会社

阿波銀コンサルティング株式会社

阿波銀保証株式会社

阿波銀カード株式会社

阿波銀リース株式会社

なお、阿波銀コンサルティング株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

あわぎん6次産業化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

あわぎん6次産業化投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 会計処理基準に関する事項

(1)商品有価証券の評価基準及び評価方法

当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、株式は連結会計年度末月1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、株式以外は連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 4年～8年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能

性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,528百万円であります。

(6)賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計上基準

当行の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職一時金について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13)リース取引の処理方法

<貸手側>

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日。以下、「企業会計基準適用指針第16号」という。）第81項に基づき、平成20年度期首に平成19年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース投資資産に計上する方法によっております。

なお、企業会計基準適用指針第16号第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は39百万円増加しております。

(14)収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

〔退職給付に関する会計基準〕等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が634百万円増加、繰延税金資産が1百万円減少し、繰延税金負債が223百万円、少数株主持分が12百万円、利益剰余金が396百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ40百万円増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日。以下、「実務対応報告第30号」という。)を当連結会計年度から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引における会計処理について)

当行は、従業員への中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当行は、平成22年4月23日開催の取締役会において、当行従業員に対し中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」という。)の導入を決議いたしました。

本プランは、「阿波銀行従業員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「阿波銀行従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、持株会が平成28年4月までに取得すると見込まれる規模の当行株式を予め一括して取得します。

その後は、従持信託から持株会に対して定時に当行株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。

なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

当該株式の取得・処分については、当行が従持信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当行と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、従持信託が所有する当行株式や従持信託の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(2) 当行は実務対応報告第30号を当連結会計年度から適用しておりますが、当実務対応報告適用初年度の期首より前に信託契約を締結しており、会計処理につきましては従来採用していた方法を継続しております。

(3) 従持信託が保有する当行の株式に関する事項

- ① 従持信託における帳簿価額は127百万円であります。従持信託が保有する当行の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は247千株であり、期中平均株式数は517千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に111,873百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,337百万円、延滞債権額は39,263百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は158百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,541百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,300百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,353百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	68,730百万円
担保資産に対応する債務	
預金	11,788百万円（日本銀行代理店契約によるもの）
債券貸借取引受入担保金	33,807百万円
借入金	20,000百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券42,440百万円及びその他資産24百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金311百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、374,159百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが371,478百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものでは

ありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9. 有形固定資産の減価償却累計額 34,467百万円
- 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 826百万円
- 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,670百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益816百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却27百万円、株式等売却損61百万円及び株式等償却0百万円を含んでおります。
- 3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額356百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	徳島県内	営業店舗等	13か所 土地及び建物	298百万円
			(うち土地)	250百万円
			(うち建物)	48百万円
遊休資産	徳島県外	営業店舗	1か所 建物	35百万円
	徳島県内	遊休資産	2か所 土地	0百万円
	徳島県外	遊休資産	1か所 土地及び建物	21百万円
			(うち土地)	14百万円
			(うち建物)	7百万円
合 計				356百万円
			(うち土地)	264百万円
			(うち建物)	91百万円

グルーピングの方法

当行の資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	231,100	—	—	231,100	
合 計	231,100	—	—	231,100	
自己株式					
普通株式	2,030	22	585	1,467	(注)
合 計	2,030	22	585	1,467	

(注) 自己株式の普通株式数の増加22千株は、単元未満株式の取得22千株によるものであります。

自己株式の普通株式数の減少585千株は、単元未満株式の売却0千株及び阿波銀行従業員持株会専用信託(以下、「従持信託」という。)から阿波銀行従業員持株会への譲渡585千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,030百万円	4.50円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	1,032百万円	4.50円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
合 計		2,062百万円			

(注) 平成26年6月27日定時株主総会決議及び平成26年11月14日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金3百万円及び2百万円を含めておりません。これは従持信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議予定)	株式の 種類	配当金の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,033百万円	その他 利益剰余金	4.50円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 配当金の総額には、従持信託に対する配当金1百万円を含めておりません。これは従持信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、主に預金で調達した資金を、貸出金や有価証券などで運用しております。

この金融資産及び金融負債の健全かつ効率的運営を行うため、資産・負債の総合管理（ALM）を実施し、その一環としてデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、国内景気や融資先の経営状況の悪化等によってもたらされる信用リスクを内包しております。なお、当行グループの与信内容は、特定の先に集中することなく小口分散されております。また、有価証券は、債券、株式、投資信託等に投資しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。なお、当行グループは、安全性の高い国債、地方債等を中心にポートフォリオを組成しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人からの預金であり、風評等に伴う予期せぬ資金流出により必要な資金の確保が困難になる流動性リスクを内包しております。なお、当行グループでは、資金の逼迫をもたらすことのないよう、資産の健全性と信用の維持・向上に努めるほか、常に余裕を持った資金繰りを行っております。

当行のデリバティブ取引には、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引及び債券先物取引等があります。これらは、資産・負債に係る将来の金利変動、価格変動及び為替変動のリスクを回避しつつ、収益を確保するとともに多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに応えることを目的として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

また、当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第25号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引には市場リスクや信用リスクを内包しておりますが、当行のデリバティブ取引は、銀行業務の健全な運営に資するものに限定しており、仕組みが複雑で投機的な取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制については、以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等におけるリスク管理体制については、当行のリスク管理体制に準じております。

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」を定め、各部門において適切にリスク管理を実行し、信用リスクを有する資産の健全性の維持・向上、及び最適なポートフォリオの構築に努めております。また、信用リスク管理手法の見直しを継続的に行い、その高度化を図っております。

資産の健全性を維持・向上させるため、本部審査部門は従来から一貫して営業推進部門等からの独立性を確保し、適切な審査・管理を行う態勢としております。また、リスク統括部が信用格付・自己査定の見直し、与信ポートフォリオ管理等により、営業店や本部審査部門に対して牽制機能を発揮するとともに、信用格付・自己査定制度の更なる充実に取り組んでおります。

② 市場リスクの管理

イ 金利リスク、価格変動リスク及び為替変動リスクの管理

当行では、「経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施する」を基本方針とし、管理態勢の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

市場担当部署では、市場取引を行う市場部署（フロントオフィス）、市場部署が約定した取引の確認と事務を行う事務管理部署（バックオフィス）に加え、リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置しリスク許容額を定め損益状況や市場リスクを計測し、定期的にリスク状況が経営陣に報告され、適正な対応がとられる態勢となっております。

また、担当部署とは独立した部署（リスク統括部）においてもリスク量、損益状況等をモニタリングし、定期的に経営管理委員会に報告するとともに、今後の対応についても協議を行う等、リスク管理の一層の強化に努めております。

具体的な管理手法としては、VaR（バリュー・アット・リスク）法を用いて、金利リスク、価格変動リスク及び為替変動リスクの統合管理を行っております。

また、円金利リスクについては、預金・貸出金を含めた銀行全体でのリスクをギャップ分析、現在価値分析、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）法などによりきめ細かく管理しております。

ロ 市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクに関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間60営業日（政策株式は120営業日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当連結会計年度末における市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,259百万円でありま

す。なお、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金として、内部モデルにより最長10年の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

また、当行では、モデルが算出するVaRと仮想損益（リスク量計測時点のポートフォリオを固定した場合に保有期間後に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを定期的実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 調達に係る流動性リスクの管理

当行では、資金の逼迫をもたらすことのないよう資産の健全性と信用の維持に努めるほか、常に余裕を持った資金繰りを行うことができるよう資金調達や運用状況の分析を日々綿密に行うとともに、国債等の換金性の高い資産については健全な保有比率を維持しております。

また、資金繰り逼迫時の対応をまとめた危機管理対策を予め策定し、流動性リスク管理に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	200,269	200,269	—
(2)コールローン及び買入手形	64,588	64,588	—
(3)買入金銭債権	1,861	1,861	—
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	846	846	—
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,084,846	1,084,846	—
(6)貸出金	1,657,885		
貸倒引当金(*1)	△17,618		
	1,640,267	1,650,957	10,690
(7)リース債権及びリース投資資産	24,488		
貸倒引当金(*1)	△200		
(*2)	24,288	25,922	1,634
資産計	3,016,966	3,029,291	12,325
(1)預金	2,550,599	2,550,764	165
(2)譲渡性預金	88,885	88,899	14
(3)コールマネー及び売渡手形	42,052	42,052	—
(4)債券貸借取引受入担保金	33,807	33,807	—
(5)借入金	33,565	33,553	△12
負債計	2,748,910	2,749,077	167
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(283)	(283)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,157)	(7,157)	—
デリバティブ取引計	(7,441)	(7,441)	—

(*1) 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 貸倒引当金控除後のリース債権及びリース投資資産のうち、時価評価を行っている金額は22,003百万円であります。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、有価証券に準じて算定しております。また、ファクタリングについては、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、公社債店頭売買参考統計値等によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準じて算定しております。

組合出資金は、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) リース債権及びリース投資資産

これらは、債務者区分ごとに貸倒実績率等を考慮した将来キャッシュ・フローを、連結決算日時点の市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、その種類及び期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期預金、規定期預金、非居住者円定期預金及び外貨定期預金については、重要性が乏しいこと等から、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	8,854
② 組合出資金(*3)	33
合 計	8,888

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	176,480	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	64,588	—	—	—	—	—
買入金銭債権	722	—	—	1,133	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	106,722	234,600	205,692	157,343	132,565	57,262
貸出金(*1)	385,981	320,796	233,828	173,726	170,606	304,170
リース債権及びリース投資資産(*2)	7,301	10,748	5,140	727	255	167
合計	741,796	566,145	444,661	332,931	303,428	361,600

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない41,453百万円、期間の定めのないもの27,323百万円は含めておりません。

(*2) リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147百万円は含めておりません。また、期間の定めのないものはありません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,344,618	173,202	29,113	1,351	2,314	—
譲渡性預金	88,385	500	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	42,052	—	—	—	—	—
借入金	4,453	6,239	22,872	—	—	—
社債	—	10,000	—	12,000	—	—
合計	2,479,509	189,942	51,985	13,351	2,314	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は21百万円、繰延税金負債は2,272百万円、繰延ヘッジ損益は80百万円、少数株主持分は3百万円それぞれ減少しております。一方、その他有価証券評価差額金は3,489百万円、法人税等調整額は1,240百万円、退職給付に係る調整累計額は85百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は323百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行による子法人等株式の追加取得

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
- | | |
|-------|------------|
| 名 称 | 阿波銀カード株式会社 |
| 事業の内容 | クレジットカード業務 |

(2) 企業結合日

平成27年3月20日

(3) 企業結合の法的形式

少数株主からの株式買取

(4) 企業結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ一体経営の強化を目的に、阿波銀カード株式会社の普通株式の一部を少数株主より取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しております。

3. 子法人等株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	現金預け金	44百万円
取得原価		44百万円

(2) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 金額 69百万円

② 発生原因

追加取得した子法人等株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

なお、連結損益計算書に計上された負ののれん発生益401百万円のうち331百万円は、グループ内での子法人等株式売買の結果生じる当行持分比率の引き上げにより生じたものであります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,072円56銭
1株当たりの当期純利益金額	53円25銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、常勤の監査役が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社 阿波銀行 監査役会

常任	監査役	海出隆夫	Ⓔ
常勤	監査役	小松康宏	Ⓔ
社外	監査役	西野武明	Ⓔ
社外	監査役	田村耕一	Ⓔ
社外	監査役	園木宏	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間5円（中間・期末2円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき4円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、1,034,456,747円となります。

なお、当期の期末配当につきまして、1株につき4円50銭といたしますことをご承認いただきますと、中間配当4円50銭と合わせた年間配当は、1株につき9円となり、前期に比し1株につき1円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化を図るとともに、自己株式を消却する原資を確保し資本効率の向上を通じた株主価値の増加に資するため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 8,000,000,000円

株式消却積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

社外取締役三輪明良氏は平成26年12月14日に逝去され、取締役西宮映二、平岡悟の両氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保および企業統治体制の一層の強化を図るため社外取締役2名を設置いたしたく、2名増員となる取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	にし みや えい じ 西 宮 映 二 (昭和24年10月26日生)	昭和48年4月 当行入行 松山支店長、審査部長等を歴任 平成13年6月 当行取締役人事部長 平成16年6月 当行常務取締役 平成18年6月 当行専務取締役（代表取締役） 平成20年6月 当行取締役副頭取（同） 平成24年6月 当行取締役会長（同） 現在に至る (監査部担当) (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	18,322株
2	ひら おか さとる 平 岡 悟 (昭和35年9月14日生)	昭和58年4月 当行入行 梅田支店長、佐古支店長等を歴任 平成16年8月 佐古支店長兼佐古東支店長 平成18年6月 総合企画部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長 平成21年6月 当行取締役経営管理部長 平成22年6月 当行取締役人事部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る (営業推進部担当)	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3 ※	その き ひろし 園 木 宏 (昭和21年8月14日生)	昭和45年4月 監査法人大和会計事務所（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和52年3月 公認会計士登録 平成6年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成13年6月 同法人本部理事・大阪事務所運営理事 平成15年6月 同法人専務理事 平成18年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所長 平成21年6月 同法人退職 平成21年7月 園木宏公認会計士事務所開設 平成23年6月 当行監査役 現在に至る	0株
4 ※	あさ おか けん ぞう 浅 岡 建 三 (昭和12年1月5日生)	昭和42年4月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和46年3月 浅岡法律事務所開設 (現在、浅岡・瀧法律会計事務所に改組) 平成元年4月 大阪弁護士会副会長就任 平成2年3月 大阪弁護士会副会長退任 平成3年9月 株式会社公文教育研究会監査役就任 現在に至る 平成26年6月 株式会社高松コンストラクショングループ 監査役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社公文教育研究会 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役	20,000株

- (注) 1. ※の候補者は新任取締役候補者であります。
2. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 園木宏氏および浅岡建三氏は社外取締役候補者であります。また、当行は現在、園木宏氏を社外監査役として株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定し、同取引所に届出ておりますが、浅岡建三氏につきましても独立役員として指定し、両氏を同取引所に届出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
(1) 園木宏氏は、下記6のとおり、当行の社外監査役として当行の事業内容等に精通しており、公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見に基づき、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。今後は、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 浅岡建三氏は、弁護士としての豊富な法律知識と経験を当行の経営に活かしていただくとともに、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
- (1) 園木宏氏は、当行の社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記4.(1)の理由から社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2) 浅岡建三氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記4.(2)の理由から社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 園木宏氏は、現在、当行の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
7. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行では、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役と当行の間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款に定めております。
- これに基づき、園木宏氏および浅岡建三氏が本定時株主総会において選任された場合には、両氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役田村耕一、園木宏の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	たむら こういち 田村 耕一 (昭和26年2月18日生)	昭和48年4月 日本銀行入行 平成9年7月 同行徳島事務所長 平成12年4月 同行国際局企画役 平成15年3月 同行退職 平成15年4月 財団法人徳島経済研究所（現公益財団法人徳島経済研究所）顧問 平成15年6月 当行監査役 現在に至る 平成15年7月 財団法人徳島経済研究所（同）専務理事 現在に至る	0株
2 ※	よね ぼやし あきら 米林 彰 (昭和26年8月20日生)	昭和50年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和55年3月 公認会計士登録 平成12年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成17年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所運営理事 平成18年6月 同法人本部理事 平成26年6月 有限責任 あずさ監査法人退職 平成26年7月 米林彰公認会計士事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. ※の候補者は、新任監査役候補者であります。
 2. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 田村耕一、米林彰の両氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由について
 (1) 田村耕一氏は、地域経済・金融に関する高い識見ならびに金融界での幅広い経験を活かし客観的監査を実施していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 (2) 米林彰氏は、公認会計士としての専門的知識ならびに上場企業等の豊富な監査経験に基づく高い見識を当行の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
 - (1) 田村耕一氏は、当行の社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記4.(1)の理由から社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 - (2) 米林彰氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記4.(2)の理由から社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
田村耕一氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年であります。
7. 社外監査役との責任限定契約について
当行では、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款に定めております。
これに基づき、田村耕一氏と当行との間に責任限定契約を締結しており、本定時株主総会において同氏が再任された場合には本契約は継続となります。また、米林彰氏が本定時株主総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、契約内容の概要は以下のとおりであります。
 - ・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任取締役に対する弔慰金贈呈ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
平成26年12月14日逝去により取締役を退任されました故三輪明良氏に対し、在任中の労に報いるため弔慰金を、また、本総会終結の時をもって監査役を退任されます園木宏氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を、それぞれ当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議に一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
みわあきら 三輪明良	平成23年6月 当行取締役 平成26年12月 逝去
そのきひろし 園木宏	平成23年6月 当行監査役 現在に至る

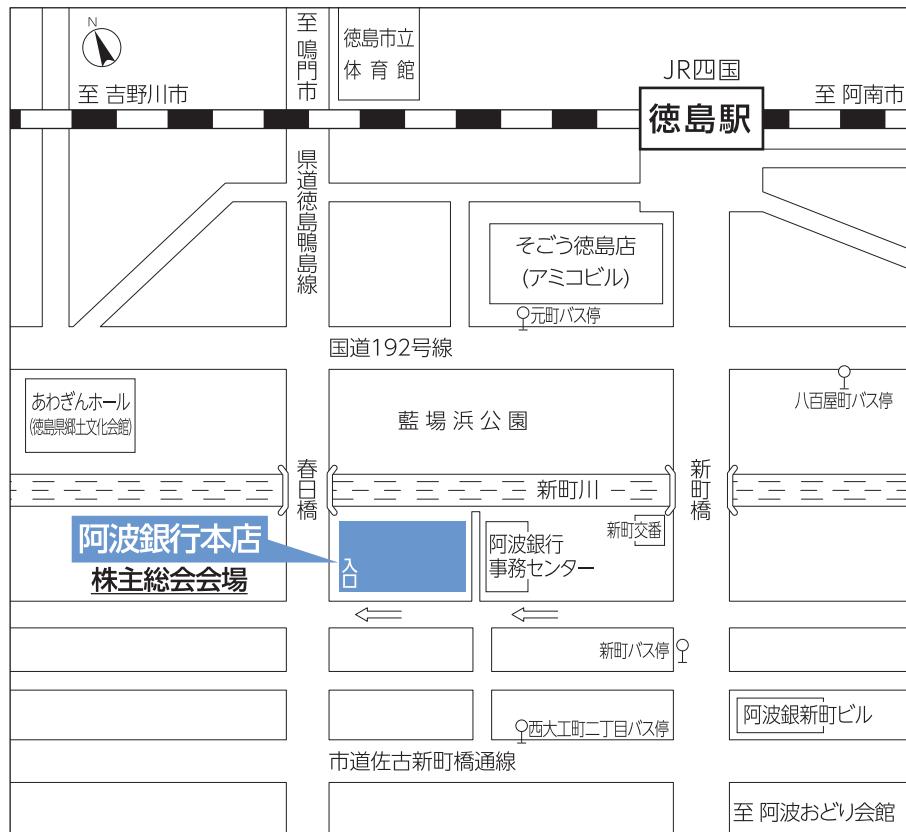
以上

〈× 毛 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場のご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1
 阿波銀行本店 3階大会議室
 電話 (088) 623-3131 (代表)



○ 駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

J R 徳島駅より 徒歩約10分
 八百屋町バス停より 徒歩約8分
 元町バス停より 徒歩約5分
 新町バス停より 徒歩約5分
 徳島阿波おどり空港より タクシー約30分